



Your Partner in Retail Solutions

第45回 定時株主総会

招集ご通知

- 開催日時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
- 開催場所** 千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
エイジス本社「大ホール」
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

目次

第45回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	3
(提供書面)	
事業報告……………	14
連結計算書類……………	35
計算書類……………	38
監査報告……………	41

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後6時到着分まで

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4 エイジス本社「大ホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第45期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人または監査役が監査をした書類の一部であります。 <ol style="list-style-type: none"> 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社のインターネットウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.ajis.jp>

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を十分にお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止対策に最大限ご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 当日は会場入口付近で行う検温により発熱があると認められる株主様、咳等の症状があり体調がすぐれない株主様につきましては、会場への入場をお控えいただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2022年6月28日（火曜日）
 午前**10時**（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するように返送ください。）



行使期限

2022年6月27日（月曜日）**午後6時到着分まで**

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
 株式会社エイブス 御中

株主総会日 議決権の数
 2022年 6月 28日 _____ 股

私は上記開票の定時株主総会（臨時会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
 2022年 6月 ○日

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
第2号	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
第3号	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
第4号	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

議決権の数はいずれのごとにも1票となります。

お 願 い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙を会場受付にご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、議決権行使用紙に切手を貼るのうえ、封筒等に封入してください。
3. 議決権行使書において、候補者の一部の名前につき異なる署名を複数記される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

株主番号 _____

株式会社エイブス

→ こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印
 反対の場合 → **否** に○印

第3号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
 全員反対の場合 → **否** に○印
 一部候補者に → **賛** に○印をし、
 反対の場合 反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **80円**（前期末配当より4円増配）

およびその総額

配当総額 **673,357,040円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

<ご参考>

配当方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置付けており、更なる経営基盤の強化および積極的な事業展開のための内部留保を図りつつ、配当性向等も勘案しながら安定的な配当の維持に努めることを基本方針としております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

第3号議案

取締役6名選任の件

現任取締役6名全員は、定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	
1	さいとうあきお 齋藤昭生	代表取締役社長	再任
2	たかはしかずと 高橋一人	常務取締役 海外事業本部長兼北米統括部長	再任
3	やまねひろゆき 山根洋行	常務取締役 国内棚卸事業本部長	再任
4	ふくだひさなり 福田久也	常務取締役 リテイルサービス開発本部長 兼情報システム部長	再任
5	すずきまさひと 鈴木政士	社外取締役 株式会社ワールド社外取締役 株式会社ジャックス社外取締役	再任 社外 独立
6	あかつ津えみこ 赤津恵美子	株式会社フューチャー・ミー 代表取締役社長	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さいとう あきお
齋藤 昭生 (1967年10月25日生)

所有する当社株式の数…………… 1,015,981株
取締役在任年数…………… 26年
取締役会出席状況…………… 15/15回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1994年 1月	ジョセフ ジェイ マスコリーノ アンド アソシエイツ インコーポレーション 入社	2001年 6月	当社常務取締役
1995年 2月	当社入社	2003年 7月	当社専務取締役
1996年 6月	当社取締役	2004年 4月	当社代表取締役専務
		2006年 4月	当社代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、2006年4月以来長年に亘り当社の代表取締役社長として経営を指揮し、その豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップは、今後も当社およびグループ経営において必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

たかはし かずと
高橋 一人 (1965年8月6日生)

所有する当社株式の数…………… 8,120株
取締役在任年数…………… 19年
取締役会出席状況…………… 15/15回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1987年 4月	当社入社	2009年 4月	当社常務取締役 (現任)
2002年10月	当社執行役員	2022年 4月	当社海外事業本部長 (現任)
2003年 6月	当社取締役	2022年 4月	当社北米統括部長 (現任)
2005年 4月	当社営業本部長		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の営業部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2003年6月以来長年に亘り当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、今後も当社およびグループ経営に必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

やまね ひろゆき
山根 洋行 (1964年9月14日生)

所有する当社株式の数……………8,100株
取締役在任年数…………… 15年
取締役会出席状況…………… 15/15回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1989年 4月	株式会社富士銀行入行	2010年 4月	当社管理本部長
2003年 5月	当社入社	2019年 6月	当社常務取締役 (現任)
2006年 4月	当社執行役員	2022年 4月	当社国内棚卸事業本部長 (現任)
2007年 6月	当社取締役		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の経営企画部門・管理部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2007年6月以来長年に亘り当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、今後も当社およびグループ経営に必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ふくだ ひさなり
福田 久也 (1974年4月1日生)

所有する当社株式の数…………… 12,200株
取締役在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 15/15回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1996年 4月	関東電子株式会社入社	2012年 6月	当社取締役
2001年10月	株式会社ニップス入社	2015年 4月	当社DO統括本部長
2003年10月	エイジス九州株式会社へ転籍、当社へ出向	2019年 6月	当社常務取締役 (現任)
2008年 4月	当社へ転籍	2022年 2月	当社情報システム部長 (現任)
		2022年 4月	当社リテイルサービス開発本部長 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、入社以来、主に当社の棚卸技術開発部門・経営企画部門に携わる業務に従事し、豊富な経験を有しております。また、2012年6月以来長年に亘り当社の取締役としての職責を果たしております。その豊富な経験と幅広い見識は、今後も当社およびグループ経営に必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

すず き まさ ひと
鈴木 政士 (1957年9月9日生)

所有する当社株式の数…………… 200株
社外取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 15/15回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1980年 4月	キリンビール株式会社入社	2014年 3月	キリンホールディングス株式会社常勤監査役
2007年 3月	キリンビバレッジ株式会社経理部長	2014年 3月	キリン株式会社監査役
2009年 3月	同社取締役経営企画部長	2018年 6月	株式会社ワールド社外取締役 (現任)
2012年 3月	キリンホールディングス株式会社取締役CFO	2018年 6月	株式会社ジャックス社外取締役 (現任)
2013年 1月	キリン株式会社取締役	2018年 6月	当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社ワールド社外取締役
株式会社ジャックス社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、キリンホールディングス株式会社等において長く企業経営の経験を有しており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験からのアドバイスを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

責任限定契約に関する事項

当社は同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

候補者番号

6

あか つ え み こ
赤津 恵美子

(1963年10月7日生)

所有する当社株式の数……………

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1986年 4月	株式会社福武書店（現株式会社ベネッセコーポレーション）入社	2011年 5月	日本オラクル株式会社入社 人材組織開発部シニアディレクター
1988年10月	日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社	2016年 1月	同社執行役員・理事 社員エンゲージメント室長
1996年 1月	GEコンシューマー・ファイナンス株式会社入社	2018年 3月	武田薬品工業株式会社入社 グローバルHR 人材組織開発(日本)ヘッド
2002年 6月	同社人材組織開発・採用部門ディレクター	2021年 2月	株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長（現任）
2005年 6月	同社研修部門ディレクター		
2008年 2月	ノバルティスファーマ株式会社入社 ダイバーシティ&インクルージョン室長		

【重要な兼職の状況】

株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、外資系・日系の大手企業で、主に人材・組織開発、ダイバーシティ&インクルージョンの推進を長年に亘り行っており、豊富な知見を有し、引き続き当該知見を活かして、現在は株式会社フューチャー・ミーを起業され、人材・組織開発のコンサルティング、研修講師、エグゼクティブ・コーチングを行われております。経営者としての幅広い見識と豊富な経験からのアドバイスを期待し、社外取締役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定です。

責任限定契約に関する事項

社外取締役としての選任であり、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.鈴木政士および赤津恵美子の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、被保険者である取締役および監査役の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案

監査役1名選任の件

現任監査役増子泰由氏は、定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いけ だ とも ゆき
池田 知行 (1960年5月4日生)

所有する当社株式の数…………… —

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位】

1984年 4 月	株式会社千葉銀行入行	2014年 6 月	ちばぎんアセットマネジメント株式会社代表取締役社長
2007年 6 月	同行稲毛東口支店長		
2009年 6 月	同行市場営業部長	2015年 6 月	株式会社千葉銀行取締役常務執行役員
2011年 6 月	同行経営企画部長兼CSR推進室副室長	2018年 6 月	ちば債権回収株式会社代表取締役社長
2012年 6 月	同行執行役員経営企画部長	2021年 6 月	ちばぎんキャリアサービス株式会社代表取締役社長 (現任)
2013年 6 月	同行執行役員茂原支店長		

【重要な兼職の状況】

ちばぎんキャリアサービス株式会社代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

同氏は上記の経歴を有し、金融機関およびその関係会社において長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているとともに、財務および会計に精通しており、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと期待し、社外監査役候補者といたしました。

独立性に関する事項

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として指定する予定です。

同氏は、株式会社千葉銀行の子会社であるちばぎんキャリアサービス株式会社の代表取締役であり、同行は当社の主要な借入先の一つであります。その借入額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。

責任限定契約に関する事項

社外監査役としての選任であり、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏と責任限定契約を締結する予定です。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

- (注) 1.監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.池田知行氏は社外監査役候補者であります。
 3.当社は保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結する予定であり、被保険者である取締役および監査役の損害賠償請求対象費用等を当該保険契約によって填補することとしております。池田知行氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

〈ご参考〉 取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

第3号議案および第4号議案が原案どおり可決されますと、当社の役員の有する主な知見や経験は、次のとおりとなります。

	氏名	(社外)	企業経営	新規事業開発	法務・ リスクマネジメント	人事・ 労務・ 人材開発	IT・ 情報システム	営業・ マーケティング	財務・ 会計・ M&A	海外事業	ESG・ サステナビリティ
取締役	齋藤 昭生		○	○			○		○	○	
	高橋 一人		○	○				○		○	
	山根 洋行		○		○	○	○		○	○	○
	福田 久也		○				○			○	
	鈴木 政士	○	○	○					○	○	
	赤津恵美子	○	○			○	○		○		
監査役	西岡 博之				○				○		
	野間 自子	○			○	○			○		
	池田 知行	○	○	○	○			○	○	○	○

以上

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による度重なる経済活動の制限と緩和に加え、エネルギー価格や原材料価格の上昇およびウクライナ情勢に端を発する地政学リスクの高まりなど、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要顧客であります流通小売業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限に加え、消費者の生活防衛意識の高まりによる節約志向の上昇など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは引き続き「従業員と顧客の安心と安全の確保を最優先とした上で、顧客の依頼に最大限対応する」ことを方針とし、従業員の健康管理の徹底、在宅勤務の推進やワクチン接種の推奨など感染予防対策に取り組み、事業活動を行ってまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高26,177百万円（前期比6.4%減少）、営業利益3,936百万円（前期比16.6%減少）、経常利益4,043百万円（前期比16.9%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益2,250百万円（前期比29.4%減少）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
26,177百万円	6.4%減少 	4,043百万円	16.9%減少 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
3,936百万円	16.6%減少 	2,250百万円	29.4%減少 

② セグメントの概況

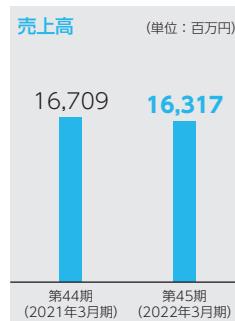
国内棚卸サービス

売上高
16,317百万円
(前期比2.3%減少)

売上高は、新規顧客の獲得や前期の緊急事態宣言に伴う棚卸サービスの受注減少からの回復など売上増加要因はありましたが、店舗在庫数量の減少や一部顧客において棚卸実施回数や発注店舗数が減少したことにより、減収となりました。

営業利益では、サービス品質向上を目的とした組織体制とオペレーションの強化による人件費の増加、次世代棚卸システム開発経費や採用コストなど販売管理費の増加により、減益となりました。

売上高は16,317百万円（前期比2.3%減少）、セグメント利益は3,107百万円（前期比16.4%減少）となりました。



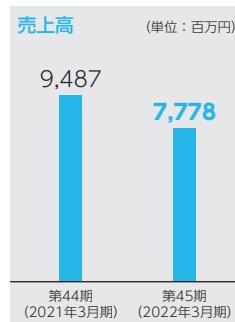
リテールサポートサービス

売上高
7,778百万円
(前期比18.0%減少)

売上高は、自治体からの飲食店営業状況確認調査業務の受注、店舗改装業務の受注店舗数増加など増収要因はありましたが、既存顧客の内製化による商品補充業務や店舗改装業務の受注減少、前期の「巣ごもり消費」に起因した店舗支援業務の受注増加の反動減により、減収となりました。

営業利益では、継続して商品補充業務および店舗改装業務の作業生産性向上施策やバックオフィス業務の効率化などに取り組みましたが、内製化による売上高減少の影響により、減益となりました。

売上高は7,778百万円（前期比18.0%減少）、セグメント利益は984百万円（前期比9.6%減少）となりました。



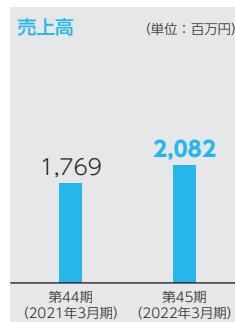
海外棚卸サービス

売上高
2,082百万円
(前期比17.7%増加)

売上高は、アセアン地域での新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の強化により、一定期間の事業停止や棚卸サービスの発注店舗数の減少による売上高への影響はありましたが、東アジア地域では新規顧客の獲得や既存顧客からの受注店舗数が増加したことにより、増収となりました。

営業利益では、アセアン地域における売上高減少の影響により、損失額は増加しました。

売上高は2,082百万円（前期比17.7%増加）、セグメント損失は175百万円（前期は109百万円のセグメント損失計上）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、131百万円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施しました。その主なものは、国内棚卸サービスにおいて棚卸業務関係のソフトウェア関係等に63百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境は、少子高齢化による小売業界全体の市場規模縮小に加え、業種・業態を超えた販売競争の激化、人手不足の高まりや最低賃金の上昇による人件費の増加など、厳しい状況が続くと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは成長戦略として、チェーンストア産業を変革する新たな価値を創造するために「棚卸会社からリテイルサービス会社への事業転換」「グループの柱となる新たな事業の創出」「展開地域をアジアから世界へ拡大」を中期方針として掲げ、事業活動に取り組んでまいります。

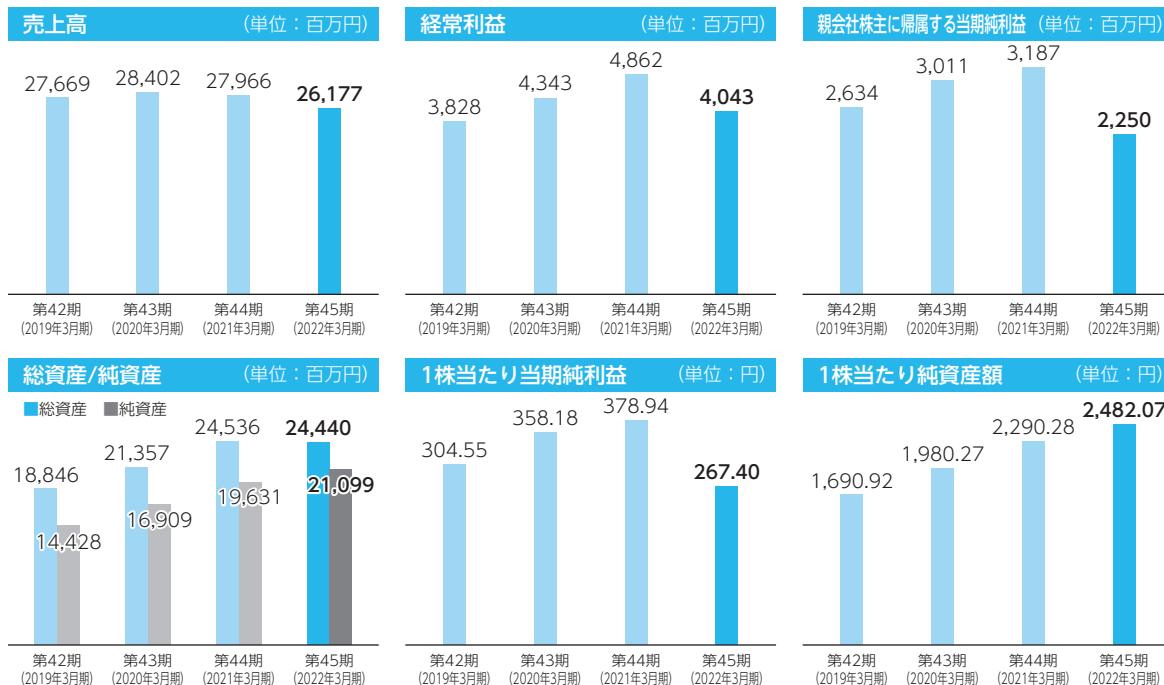
「棚卸会社からリテイルサービス会社への事業転換」においては、マーチャングイジングサービスの構築、サービス品質向上や提案力の強化、マーケティング強化によるリテイルサービスの価値の周知と認知度の向上に取り組むことで、より付加価値の高いサービスを提供し、顧客との強固な信頼関係を構築してまいります。

「グループの柱となる新たな事業の創出」においては、米国リテイルサービス企業およびチェーンストア産業の調査・研究を進めるほか、社内外における新規事業や新規サービス開発の推進、創造性と挑戦力を生み出すための職場環境を実現するための取り組みなど、成長事業の創出に向けた投資を積極的に実行してまいります。

「展開地域をアジアから世界へ拡大」においては、当社既存展開地域である東アジア地域とアセアン地域でのオペレーションとマネジメントの現地化推進、エイジスグループの認知度向上と棚卸サービスの価値の周知を目的としたマーケティング強化の取り組み、カリフォルニアオフィスを軸に米国での市場調査や競合調査を行うなど、マーケットシェアと展開地域の拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移



区 分	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	27,669	28,402	27,966	26,177
経 常 利 益 (百万円)	3,828	4,343	4,862	4,043
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,634	3,011	3,187	2,250
1株当たり当期純利益 (円)	304.55	358.18	378.94	267.40
総 資 産 (百万円)	18,846	21,357	24,536	24,440
純 資 産 (百万円)	14,428	16,909	19,631	21,099
1株当たり純資産額 (円)	1,690.92	1,980.27	2,290.28	2,482.07

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数の控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容等
エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	100,000千円	95.8%	マーチャンダイジングサービス
エイジスビジネスサポート株式会社	104,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	50,000千円	40.0%	リサーチサービス
艾捷是（上海）商務服務有限公司	180,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	100,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（広州）商務服務有限公司	183,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
愛捷是（北京）商務服務有限公司	200,000千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	170,951千円	100.0%	実地棚卸サービス
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	94,160千円	85.0%	実地棚卸サービス
株式会社ロウプ	25,500千円	100.0%	広告企画
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	46,613千円	100.0%	実地棚卸サービス

- (注) 1. 上記の重要な子会社は当社の連結子会社であり、持分法適用関連会社はありません。
 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

国内、海外における「実地棚卸サービス」を主な事業としております。その他、「リテイルサポートサービス」事業を行っております。

① 実地棚卸サービス事業

イ. 店舗棚卸

利益管理・商品管理を目的として在庫金額・数量を確定するサービスです。

ロ. 資産棚卸

企業オフィス等の情報機器・設備・什器等の固定資産の有効活用と管理を目的として資産を実地調査し、データベースを構築するサービスです。

ハ. その他

主なサービスは「スキャンチェック」で、レジに登録された商品売価と売場の表示売価との不一致の実地調査や、売価の貼替などの売場メンテナンスまで行うサービスです。

② リテイルサポートサービス事業

主なサービスは、次のとおりであります。

イ. 集中補充

閉店後から翌日の開店までに、品切れのない売場作りを行うサービスです。

ロ. マーチャンダイジングサービス

陳列什器の設置から商品陳列など、新規出店または店舗改装に関わる作業を実施するサービスです。

ハ. 人材派遣

流通小売業周辺業務およびその他軽作業業務へ要員を派遣するサービスです。

ニ. リサーチサービス

店舗における従業員の接客サービスレベルとストアコンディションを覆面調査員が調査するサービスです。

ホ. 広告企画・制作および運営

店頭におけるプロモーションを企画・制作・運営し、顧客の戦略的課題を解決するサービスです。

(9) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4
ディストリクトオフィス (DO)	北東北（盛岡市）、仙台（仙台市）、宇都宮（宇都宮市）、高崎（高崎市）、さいたま（さいたま市）、千葉（千葉市）、柏（柏市）、東京（東京都新宿区）、南関東CvS（東京都墨田区）、八王子（八王子市）、横浜（横浜市）、厚木（厚木市）、新潟（新潟市）、金沢（金沢市）、松本（松本市）、浜松（浜松市）、名古屋（名古屋市）、四日市（四日市市）、京都（京都市）、大阪（大阪市）、堺（堺市）、神戸（神戸市）、岡山（岡山市）

(注) ディストリクトオフィス (DO) とは、営業所のことであります。

② 主要な子会社の事業所

エイジスマーチャンダイジングサービス株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
エイジスビジネスサポート株式会社	本社	韓国（ソウル特別市）
エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社	本社	千葉県千葉市花見川区幕張町三丁目7727番1
艾捷是（上海）商務服務有限公司	本社	中国（上海市）
AJIS (MALAYSIA) SDN. BHD.	本社	マレーシア（セランゴール州）
愛捷是（広州）商務服務有限公司	本社	中国（広州市）
愛捷是（北京）商務服務有限公司	本社	中国（北京市）
AJIS (HONG KONG) CO., LIMITED	本社	中国（香港特別行政区）
AJIS (THAILAND) CO., LIMITED	本社	タイ（バンコク都）
株式会社ロウプ	本社	東京都新宿区市谷左内町5番地
AJIS (VIETNAM) CO., LIMITED	本社	ベトナム（ホーチミン市）

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の従業員数**

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内棚卸サービス	310名 (2,273名)	2名増 (74名増)
リテイルサポートサービス	127名 (1,480名)	10名減 (895名減)
海外棚卸サービス	368名 (578名)	32名減 (101名増)
合 計	805名 (4,331名)	40名減 (720名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
310名 (2,273名)	2名増 (74名増)	43.5歳	13.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託従業員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員には使用人兼務役員は含まれておりません。
 3. 従業員数は、当社から他社への出向社員を含まず、他社から当社への出向社員を含む就業人員であります。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	71,268千円
株式会社千葉銀行	20,000千円
株式会社みずほ銀行	20,000千円

(注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には、タイ国現地法人である「アユタヤ銀行」からの借入額も含まれております。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,416,963株 (自己株式数2,354,237株を除く。)
- (3) 株主数 3,251名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
有限会社斉藤ホールディングス	1,883千株	22.4%
齋藤 昭生	1,015千株	12.1%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	866千株	10.3%
齋藤 茂男	407千株	4.8%
小林 美保子	383千株	4.6%
齋藤 泰範	255千株	3.0%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	203千株	2.4%
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	150千株	1.8%
エイジス従業員持株会	119千株	1.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	117千株	1.4%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,354,237株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,631株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告25頁「3.(3)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 昭生	
常務取締役	高橋 一人	営業本部長兼営業企画室長
常務取締役	山根 洋行	管理本部長 エイジスコポーレートサービス株式会社代表取締役
常務取締役	福田 久也	DO統括本部長兼情報システム部長
取締役	森 和弘	有限会社森総研代表取締役
取締役	鈴木 政士	株式会社ワールド社外取締役 株式会社ジャックス社外取締役
常勤監査役	増子 泰由	
常勤監査役	西岡 博之	
監査役	野間 自子	三宅坂総合法律事務所パートナー 株式会社ウイルコホールディングス社外取締役 株式会社伊予銀行社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役森和弘および鈴木政士の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役増子泰由および監査役野間自子の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役増子泰由氏は、金融機関において支店長等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年6月29日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、鎌田陽一および船橋茂紀の両氏は、監査役を任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、取締役森和弘、鈴木政士および監査役野間自子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2022年4月1日付にて、取締役の担当等を次のとおり変更しております。

氏名	新担当および重要な兼職の状況	旧担当および重要な兼職の状況
高橋 一人	常務取締役海外事業本部長兼北米統括部長	常務取締役営業本部長兼営業企画室長
山根 洋行	常務取締役国内棚卸事業本部長	常務取締役管理本部長 エイジスコポーレートサービス株式会社代表取締役
福田 久也	常務取締役リテイルサービス開発本部長兼情報システム部長	常務取締役DO統括本部長兼情報システム部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森和弘氏、鈴木政士氏および社外監査役野間自子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価し決定したことから、当決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 役員報酬の基本方針

- ・ 役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・ 報酬方針・報酬制度・個人別の報酬決定については、客観性・透明性を確保するプロセスを経るものとします。

ロ. 基本報酬と変動報酬等に関する事項

【取締役（社外取締役を除く）の報酬】

- ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬（基本報酬と変動報酬）と非金銭報酬（株式報酬）により構成します。
- ・ 基本報酬は、役位毎に設定した固定報酬です。
- ・ 変動報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約2割を基準とし、会社の営業成績等に応じて変動するものとし、役位および職務に応じて、全社業績、担当業績および経営施策の実行等に対する達成度に基づき支給額を決定します。
- ・ 株式報酬は、年額報酬（金銭報酬と非金銭報酬を含む）の約1割を基準とした固定報酬とし、譲渡制限付株式として付与します。

(役員報酬構成)

金銭報酬		非金銭報酬
基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬
70%程度	20%程度	10%程度

【社外取締役の報酬】

- ・ 社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とします。

【監査役の報酬】

- ・ 監査役の報酬は、独立性に配慮し、職責および常勤・非常勤に応じた固定報酬とします。

八. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

- ・ 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、変動報酬を決定するための各取締役の評価を代表取締役社長が行い、その評価の妥当性について社外取締役との協議を経たうえで、取締役会にて決定します。
- ・ 株式報酬の払込金額に相当する報酬支給の決定および株式の割当の決定は、定時株主総会実施月の翌月の取締役会にて行います。
- ・ 株式の交付は割当を決定した取締役会の翌月に行います。
- ・ 監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

二. 非金銭報酬等に関する方針

取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式（取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式割当契約の締結により割当を受けた日から2年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間中、継続して取締役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。）を付与することとし、その付与数は役位に応じて決定するものとしております。

ホ. 役員報酬等に関する総会決議

取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役

を除く)に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額を、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額2千5百万円以内(株式発行総数は年3万株以内)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議いただいております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	変動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	151,105 (16,200)	98,761 (16,200)	44,806 (-)	7,537 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28,950 (17,250)	28,950 (17,250)	- (-)	- (-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	180,055 (33,450)	127,711 (33,450)	44,806 (-)	7,537 (-)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
2. 基本報酬は役割・役位による固定となり、変動報酬にかかる業績指標は連結経常利益額、担当部門の業績指標(売上高・利益額・利益率等)、経営施策の実行等となります。当該指標を選択した理由は業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する指標であり、ステークホルダーと利益を共有するものであるためです。なお、当事業年度を含む売上高・経常利益の推移は「1.(6)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 変動報酬は、役位毎に業績評価ランクおよび担当業績評価ランクに応じた基準額を設定しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の自己株式であり、割当の際の条件等は「二. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、当事業年度における交付株式数は取締役4名に対し2,631株になります。
5. 上記の非金銭報酬は、当事業年度に費用計上した額を記載しております。
6. 取締役の金銭報酬限度額は、2007年6月28日開催の第30回定時株主総会において年額2億5千万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
7. 上記の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式を付与するための報酬限度額は、2019年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額2千5百万円以内(株式発行総数は年3万株以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、5名です。
8. 監査役の金銭報酬限度額は、2010年6月29日開催の第33回定時株主総会において年額4千5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役森和弘氏は、有限会社森総研の代表取締役であります。当社は有限会社森総研との間には特別な関係はありません。

社外監査役野間自子氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナーであります。当社は三宅坂総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役鈴木政士氏は、株式会社ワールドの社外取締役および株式会社ジャックスの社外取締役であります。当社は株式会社ワールドおよび株式会社ジャックスとの間には特別な関係はありません。

社外監査役野間自子氏は、株式会社ウイルコホールディングスの社外取締役および株式会社伊予銀行の社外取締役（監査等委員）であります。当社は株式会社ウイルコホールディングスおよび株式会社伊予銀行との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
森 和 弘	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特に松下電器産業株式会社等において長く企業経営の経験の有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
鈴 木 政 士	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に経営に関する高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言および提言を行っております。特にキリンホールディングス株式会社等において長く企業経営の経験の有しており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
増 子 泰 由	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。また当事業年度に開催された監査役会8回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
野 間 自 子	社外監査役	就任後に開催された取締役会10回中9回に出席し、主に弁護士としての専門の見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。また就任後に開催された監査役会5回中4回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 26,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役全員の同意に基づく会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人（以下、「当社の取締役等」といいます。）ならびに当社子会社の取締役および使用人（以下、「当社子会社の取締役等」といいます。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、経営理念および当社社内規程を遵守し、当社および当社子会社における企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行していきます。また、社会の変化に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。なお、企業倫理・コンプライアンスの徹底に関しては、当社経営企画担当部署が実施します。
- ② 当社は、行動規範・ハンドブックを策定して使用人に配布するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を実施します。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応した相談専用窓口を設置しております。
- ④ 当社取締役は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士等の専門家と協議し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社取締役が他の当社取締役および当社子会社取締役の法令違反行為を発見した場合は、直ちに当社取締役会および当社監査役に報告します。
- ⑤ 当社社長直轄組織である当社内部監査担当部署が、本社および子会社を含めた各事業所を定期的に監査し、その結果を当社代表取締役社長および当社監査役に報告します。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に当社社内規程により所定の保存、管理および廃棄に関する事項を定めています。
- ② 当社取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できます。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理委員会を設置し、当社および当社子会社に対して直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断、停止させる可能性、または当社および当社子会社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを分析し、リスクの報告体制、対処方法等を定めます。リスク管理委員会は、定期的に、リスク分析、報告体制・対処方法等の見直しを行い、その管理体制を整えていきます。
- ② 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部専門家のアドバイスに基づく迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう努めます。

(4) 当社の取締役および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
- ② 当社は、迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、取締役、常勤監査役および執行役員等が出席する会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的な事項等に係る意思決定を機動的に行います。
- ③ 当社は、当社社内規程において、業務分掌および職務権限を定め、取締役の職務が適正かつ効率的に執行される体制をとります。また、当社子会社においても、これに準じた体制を構築します。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は、当社社内規程において、当社子会社が当社取締役会等の承認、報告を必要とする事項を定めており、当社子会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他重要な事項について、定期的に当社へ報告を行うことを義務付けています。

(6) その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、業務の適正を確保します。

- ② 当社は、当社子会社から、子会社の経営上の重要事項や業務執行状況、財務情報等の報告を受ける会議を定期的で開催し、グループの連携体制を構築します。
 - ③ 当社は、親子間での取引（利益相反取引）の適正および競業取引の適正を確保するため、当社取締役会で審議の上、決定しております。
- (7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社監査役の職務の補助は、専任の使用人（以下、「監査役補助者」といいます。）が担当します。
 - ② 当社監査役補助者の任命、異動および懲戒については、代表取締役社長と監査役会との協議の上、行います。
 - ③ 当社監査役補助者は、当該監査業務に関して監査役の指揮命令に従い、各部担当取締役およびその他の使用人の指揮命令は受けません。
- (8) 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役が当社監査役に報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役は、当社および当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告します。当社子会社の取締役等および監査役から報告を受けた者についても同様とします。前記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対して報告を求めることができます。
 - ② 当社は、経営理念および当社社内規程の適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社監査役への適切な報告体制を確保します。
 - ③ 当社監査役は、当社監査役に対する当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役の報告体制について問題があると認めた場合、取締役および取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

- ④ 当社および当社子会社は、上記の報告を行った当社の取締役等、当社子会社の取締役等および監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いをも行わないものとします。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社監査役が効率的な監査を実施できるよう、当社監査役と当社内部監査担当部署の緊密な連携を確保する体制を構築します。当社監査役は、当社内部監査担当部署の実態を評価して、改善の必要があると認める場合には、当社取締役会に対しその整備を求めることができます。
- ② 当社監査役と弁護士、公認会計士等を含む外部専門家の連携体制を確保します。当社監査役は、必要に応じて外部専門家のアドバイスを受けることができます。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応します。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行の法令および定款との適合性を確保するため、取締役会を定期的開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取り組みを行うという基本方針に基づき、当事業年度において取締役会を15回開催しており、審議の充実に努めております。

- ② 企業理念・コンプライアンスの徹底を率先して実行するという基本方針に基づき、「エイジスグループ行動規範・コンプライアンスハンドブック」を当社の取締役等および当社子会社の取締役等に配布するとともに、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することにより、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ③ 公益通報者保護法に対応した相談専用窓口のほか、当社使用人が意見・提案を直接代表取締役社長に伝えることができる「Voice Box」を設置しており、当社の取締役が当社の問題や現場の変化をいち早く察知できる制度となっております。
- ④ リスク発生時においても損害の拡大を防止し、最小限に止める基本方針に基づき、リスク管理委員会を2回開催し、経営リスクの分析およびリスク防止策の検討・決定・実施を行い、リスクの低減に努めております。また、「災害対策マニュアル」を整備し、緊急時の対応などについて、当社使用人への周知を図っております。
- ⑤ 監査役の職務執行につきましては、当事業年度において監査役会を8回開催しており、経営の適法性、適正性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証を行い、適宜経営に対して助言や提言を行っております。
- ⑥ 内部監査担当部署は、当社および当社子会社を対象に、内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法および関係法令ならびに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	19,187,042
現金及び預金	14,416,705
売掛金	3,834,272
有価証券	600,542
貯蔵品	39,696
その他	295,825
固定資産	5,253,114
有形固定資産	1,801,350
建物及び構築物	408,234
工具、器具及び備品	112,622
土地	1,276,394
その他	4,098
無形固定資産	301,620
のれん	49,424
その他	252,195
投資その他の資産	3,150,143
投資有価証券	2,645,974
繰延税金資産	184,363
その他	319,805
資産合計	24,440,157

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,271,629
短期借入金	108,546
1年内返済予定の長期借入金	3,577
未払金	1,980,558
未払法人税等	219,066
未払消費税等	228,898
賞与引当金	394,603
役員賞与引当金	7,870
その他	328,507
固定負債	68,568
長期借入金	534
退職給付に係る負債	7,040
その他	60,993
負債合計	3,340,198
純資産の部	
株主資本	20,833,188
資本金	475,000
資本剰余金	471,408
利益剰余金	23,614,380
自己株式	△3,727,600
その他の包括利益累計額	58,302
その他有価証券評価差額金	63,438
為替換算調整勘定	△5,135
非支配株主持分	208,467
純資産合計	21,099,958
負債純資産合計	24,440,157

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		26,177,926
売上原価		17,658,139
売上総利益		8,519,786
販売費及び一般管理費		4,583,733
営業利益		3,936,052
営業外収益		
受取利息	32,738	
受取配当金	5,638	
受取賃貸料	20,899	
為替差益	18,761	
物品売却益	5,873	
補助金収入	9,441	
その他	26,781	120,133
営業外費用		
支払利息	982	
賃貸費用	10,872	
その他	1,186	13,042
経常利益		4,043,144
特別損失		
固定資産除却損	465,076	
関係会社株式評価損	10,000	
減損損失	25,148	500,224
税金等調整前当期純利益		3,542,919
法人税、住民税及び事業税	1,013,603	
法人税等調整額	183,890	1,197,494
当期純利益		2,345,425
非支配株主に帰属する当期純利益		95,139
親会社株主に帰属する当期純利益		2,250,285

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	475,000	502,232	22,003,505	△3,733,302	19,247,434
当期変動額					
剰余金の配当			△639,410		△639,410
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,250,285		2,250,285
自己株式の取得				△211	△211
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△38,396			△38,396
自己株式の処分		7,572		5,914	13,486
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	△30,823	1,610,875	5,702	1,585,753
当期末残高	475,000	471,408	23,614,380	△3,727,600	20,833,188

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	93,917	△72,552	21,364	362,823	19,631,623
当期変動額					
剰余金の配当					△639,410
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,250,285
自己株式の取得					△211
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					△38,396
自己株式の処分					13,486
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△30,479	67,417	36,937	△154,356	△117,418
当期変動額合計	△30,479	67,417	36,937	△154,356	1,468,335
当期末残高	63,438	△5,135	58,302	208,467	21,099,958

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,846,106
現金及び預金	10,688,306
売掛金	2,336,841
有価証券	600,542
貯蔵品	21,327
その他	199,088
固定資産	6,181,222
有形固定資産	1,757,877
建物	399,238
構築物	6,047
車両運搬具	4,002
工具、器具及び備品	72,193
土地	1,276,394
無形固定資産	241,065
ソフトウェア	198,083
その他	42,982
投資その他の資産	4,182,279
投資有価証券	2,645,974
関係会社株式	1,238,139
関係会社長期貸付金	187,662
繰延税金資産	136,927
その他	158,076
貸倒引当金	△184,500
資産合計	20,027,328

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,162,126
短期借入金	60,000
未払金	1,217,585
未払法人税等	127,410
未払消費税等	198,269
賞与引当金	262,542
その他	296,318
固定負債	57,540
その他	57,540
負債合計	2,219,667
純資産の部	
株主資本	17,744,222
資本金	475,000
資本剰余金	507,782
資本準備金	489,480
その他資本剰余金	18,302
利益剰余金	20,489,041
利益準備金	63,500
その他利益剰余金	20,425,541
別途積立金	6,260,000
繰越利益剰余金	14,165,541
自己株式	△3,727,600
評価・換算差額等	63,438
その他有価証券評価差額金	63,438
純資産合計	17,807,661
負債純資産合計	20,027,328

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		16,387,601
売上原価		10,049,766
売上総利益		6,337,834
販売費及び一般管理費		3,230,021
営業利益		3,107,813
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	96,638	
受取賃貸料	45,244	
物品売却益	8,585	
貸倒引当金戻入額	24,500	
その他	29,448	204,416
営業外費用		
支払利息	344	
賃貸費用	29,827	
その他	554	30,726
経常利益		3,281,504
特別損失		
固定資産除却損	464,903	
関係会社株式評価損	125,345	
減損損失	10,357	600,606
税引前当期純利益		2,680,897
法人税、住民税及び事業税	717,287	
法人税等調整額	126,628	843,915
当期純利益		1,836,981

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	475,000	489,480	10,729	500,209	63,500	6,260,000	12,967,969	19,291,469	△3,733,302	16,533,376
当期変動額										
剰余金の配当							△639,410	△639,410		△639,410
当期純利益							1,836,981	1,836,981		1,836,981
自己株式の取得									△211	△211
自己株式の処分			7,572	7,572					5,914	13,486
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	7,572	7,572	-	-	1,197,571	1,197,571	5,702	1,210,846
当期末残高	475,000	489,480	18,302	507,782	63,500	6,260,000	14,165,541	20,489,041	△3,727,600	17,744,222

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	93,917	93,917	16,627,294
当期変動額			
剰余金の配当			△639,410
当期純利益			1,836,981
自己株式の取得			△211
自己株式の処分			13,486
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△30,479	△30,479	△30,479
当期変動額合計	△30,479	△30,479	1,180,367
当期末残高	63,438	63,438	17,807,661

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	増田 涼 恵
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイジスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社エイジス
取締役会 御中

三優監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	増田 涼 恵
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	井上 道 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイジスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。主要な事業所調査においては一部オンライン会議ツールを活用したりリモート監査も導入して、効率的な監査活動を実施いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にグループ会社監査役連絡会を開催して事業の報告を受けました。内部監査については、内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果については監査報告書を閲覧し、必要に応じて説明を求めました。また、監査指摘事項については監査役監査において適切に是正されているかを確認いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務経理部から会計監査人の職務の執行状況について報告聴取するとともに、会計監査人とは監査レビュー報告会などを通じて意見交換及び情報交換のディスカッションの場を持ち連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社エイジス 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	増子泰由
常勤監査役	西岡博之
監査役 (社外監査役)	野間自子

以上

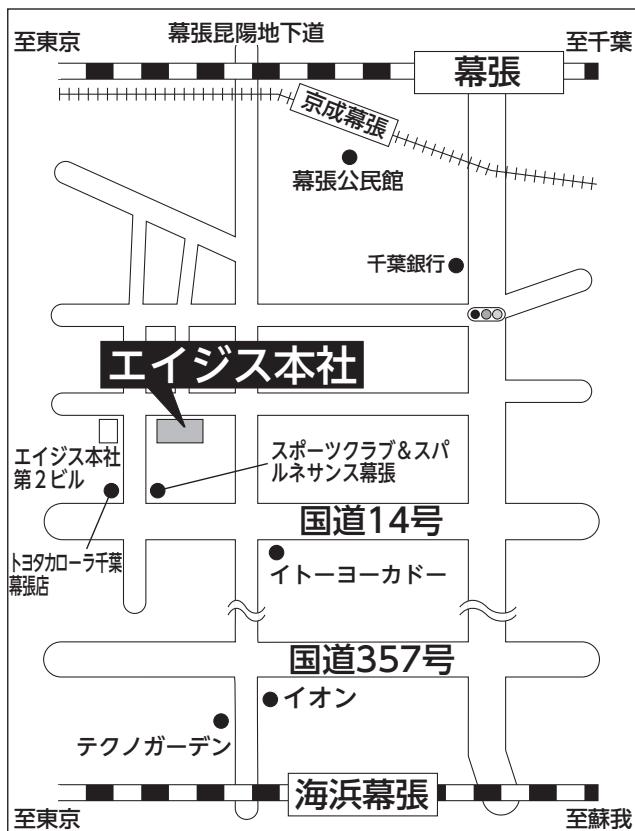
定時株主総会会場ご案内図

会場

エイジス本社「大ホール」
千葉県千葉市花見川区幕張町四丁目544番4

交通

総武線「幕張駅」南口より | 徒歩約10分
京葉線「海浜幕張駅」より | 車で約5分
京成線「京成幕張駅」より | 徒歩約7分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。